

事務連絡
令和4年5月27日

各 都道府県 障害保健福祉担当課室 御中
市町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び
「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の
一部改訂について

平素より障害保健福祉行政の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、令和4年4月から義務化された障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置、虐待防止責任者の配置及び職員に対する研修の実施等の所要の見直しを反映させるため、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（以下、「マニュアル」という。）を改訂しましたので送付いたします。

マニュアルの主な改訂のポイントは別紙の通りです。

各都道府県等におかれましては、管内関係事業者等へ周知いただくとともに、障害者に対する虐待防止の未然防止や早期発見、迅速な対応の徹底を図るための一層の取組をお願いいたします。

(本件の照会先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活支援推進室

虐待防止専門官 松崎

虐待防止対策係長 松本

TEL:03-5253-1111

E-mail :soudan-shien@mhlw.go.jp

(別紙) 障害者虐待の防止と対応の手引きの主な改訂のポイント

(自治体向け手引き)

- ・ 学校・保育所等・医療機関における障害者に対する虐待防止措置の取組参考例を記載(P26)。
- ・ 自治体による「事実確認」及び「立入調査」について、「「障害者虐待防止法に関するQ & Aについて」の一部改正について(令和3年12月24日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡)」を踏まえ、基幹相談支援センターに事実確認調査を委託できること(立入調査は自治体が自ら設置する基幹相談支援センターの職員に限る。)及びその際に留意すべき事項について記載(P51、57、59)。
- ・ やむを得ない事由による「措置後の対応」について、「組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について(令和3年6月1日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡)」を踏まえ、虐待等の事由により保護された障害者が国民健康保険組合の組合員の世帯に属する者である場合、当該障害者の申し出によって被保険者資格を喪失させることができる旨を記載(P74)。
- ・ 成年後見制度の市町村長申立てについて、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について(令和3年11月26日付け障障発1126第1号・障精発1126第1号・老認発1126第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)」を踏まえて、親族調査の取扱いや市町村長申立の実施責任の考え方について記載(P86～)。
- ・ 令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」について記載(P91)。
- ・ 令和4年度から障害福祉サービス事業所等に義務化された虐待防止委員会の設置、虐待防止責任者の配置、研修の実施についての改正内容を記載(P98)。
- ・ 令和3年度の報酬改定を踏まえ、身体拘束等の適正化の更なる推進のため運営基準等の改定内容や身体拘束廃止未実施減算に対象サービスに訪問系サービスを追加した旨を記載(P127～)。

(施設・事業所従事者向け手引き)

- ・ 令和4年度から障害福祉サービス事業所等に義務化された虐待防止委員会の設置、虐待防止責任者の配置、研修の実施等を含む、改正後の運営基準を記載(P16～)。
- ・ 令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」について記載(P28)。
- ・ 令和3年度の報酬改定を踏まえ、身体拘束等の適正化の更なる推進のため運営基準等の改定内容や身体拘束廃止未実施減算に対象サービスに訪問系サービスを追加した旨を記載(P37～)。